

第 2 章

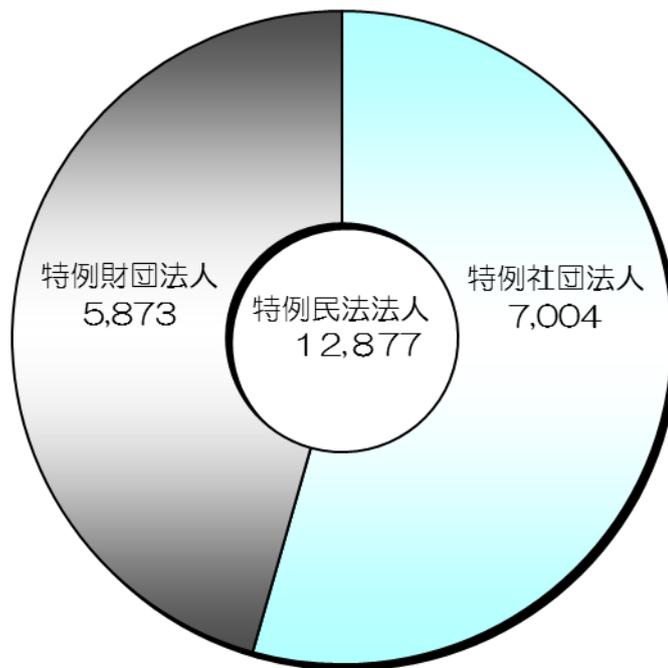
特例民法法人の現況

第 1 節 基礎的事項

1. 特例民法法人の数

平成24年12月1日現在の特例民法法人数は12,877法人であり、うち特例社団法人が7,004法人、特例財団法人が5,873法人である（図2-1-1）。

図2-1-1 特例民法法人数

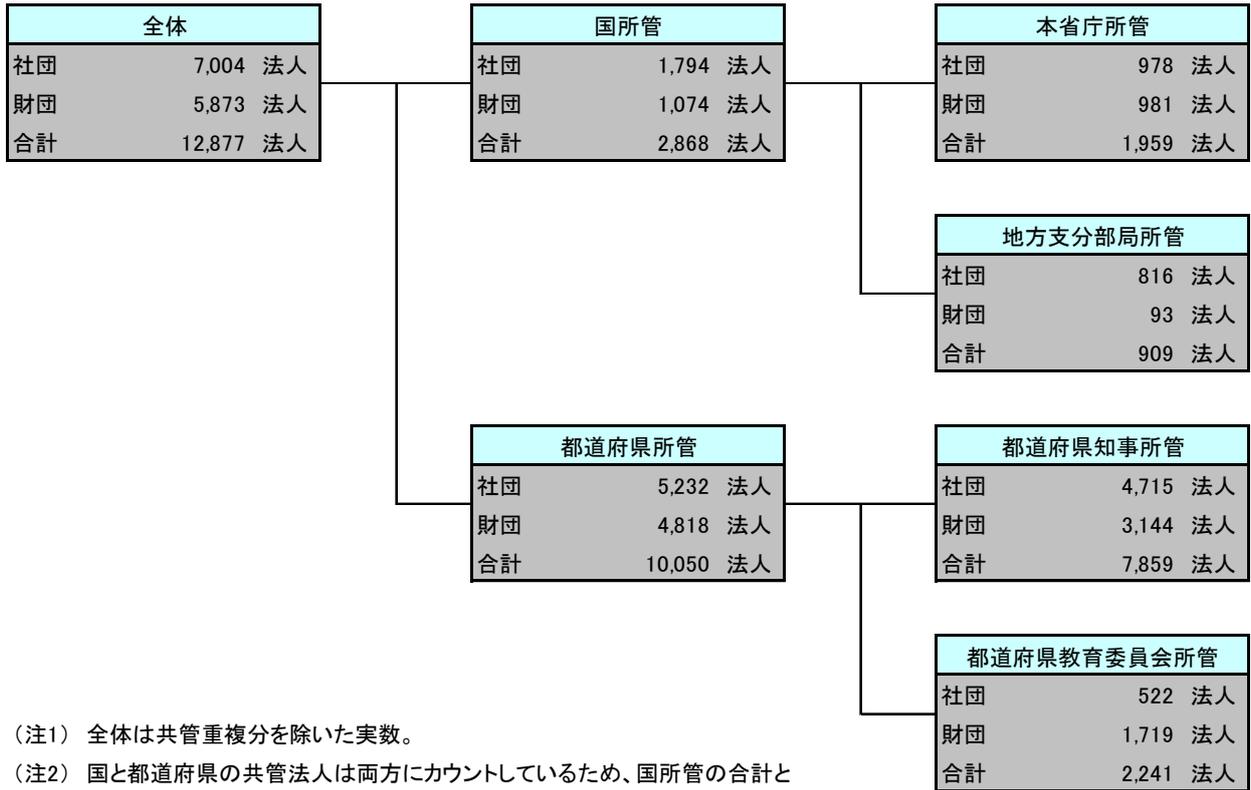


全ての特例民法法人（平成20年12月1日より前は公益法人。以下同じ。）は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1府11省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている特例民法法人があることから、所管官庁ごとの特例民法法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の特例民法法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示したものが図2-1-2、また、所管官庁別法人数を示したものが表2-1-3である。

図2-1-2 所管類型別法人数



(注1) 全体は共管重複分を除いた実数。

(注2) 国と都道府県の共管法人は両方にカウントしているため、国所管の合計と都道府県所管の合計とを加えても全体の合計とは一致しない(以下同様)。

表2-1-3 所管官庁別法人数

■総計

	延べ数				実数			
	社団	財団	合計	前年合計	社団	財団	合計	前年合計
国 所 管	1,870	1,162	3,032	5,312	1,794	1,074	2,868	4,992
都 道 府 県 所 管	5,237	4,863	10,100	15,047	5,232	4,818	10,050	14,951
合 計	7,107	6,025	13,132	20,360	7,004	5,873	12,877	19,860

■国所管

	本 省 庁			地方支分部局			省庁別合計			省 庁 別 前 年 合 計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
内 閣 府	18	11	29	-	-	-	18	11	29	53
警 察 庁	5	8	13	-	-	-	5	8	13	33
金 融 庁	12	0	12	25	0	25	37	0	37	96
消 費 者 庁	4	0	4	-	-	-	4	0	4	10
総 務 省	32	96	128	26	4	30	58	100	158	246
法 務 省	72	14	86	-	-	-	72	14	86	115
外 務 省	49	41	90	-	-	-	49	41	90	157
財 務 省	7	8	15	393	0	393	400	8	408	563
文 部 科 学 省	243	454	697	-	-	-	243	454	697	1,346
厚 生 労 働 省	137	161	298	104	33	137	241	194	435	759
農 林 水 産 省	167	69	236	-	-	-	167	69	236	350
経 済 産 業 省	150	89	239	-	-	-	150	89	239	544
国 土 交 通 省	136	106	242	276	55	331	412	161	573	962
環 境 省	11	7	18	1	1	2	12	8	20	62
防 衛 省	2	5	7	-	-	-	2	5	7	16
省 庁 合 計	978	981	1,959	816	93	909	1,794	1,074	2,868	4,992

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

■都道府県所管

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北海道	238	117	355	11	58	69	249	173	422	682
青森県	89	51	140	11	59	70	100	110	210	303
岩手県	128	55	183	13	39	52	141	94	235	285
宮城県	103	75	178	12	36	48	115	111	226	294
秋田県	90	42	132	4	21	25	94	63	157	219
山形県	58	43	101	11	58	69	69	98	167	274
福島県	118	81	199	7	47	54	125	127	252	326
茨城県	133	78	211	4	20	24	137	96	233	304
栃木県	59	57	116	7	37	44	66	88	154	250
群馬県	82	53	135	7	13	20	89	66	155	262
埼玉県	144	82	226	6	24	30	150	103	253	389
千葉県	137	77	214	8	32	40	145	108	253	396
東京都	157	72	229	24	80	104	181	152	333	581
神奈川県	176	103	279	19	48	67	195	150	345	514
新潟県	117	76	193	14	34	48	131	110	241	367
富山県	69	44	113	0	28	28	69	71	140	217
石川県	80	89	169	10	35	45	90	120	210	298
福井県	91	55	146	6	24	30	97	76	173	231
山梨県	55	31	86	7	19	26	62	50	112	181
長野県	101	72	173	23	54	77	124	126	250	355
岐阜県	75	64	139	4	40	44	79	101	180	292
静岡県	93	65	158	92	32	124	183	97	280	481
愛知県	131	80	211	6	52	58	137	132	269	445
三重県	71	55	126	4	24	28	75	78	153	238
滋賀県	56	39	95	1	29	30	57	64	121	210
京都府	98	79	177	11	85	96	109	162	271	409
大阪府	206	171	377	24	72	96	229	242	471	708
兵庫県	73	72	145	20	45	65	93	116	209	434
奈良県	74	66	140	6	18	24	80	84	164	226
和歌山県	70	40	110	17	35	52	87	75	162	237
鳥取県	54	54	108	2	22	24	56	76	132	181
島根県	83	60	143	4	34	38	87	93	180	242
岡山県	111	109	220	1	28	29	111	137	248	370
広島県	105	101	206	18	46	64	122	147	269	364
山口県	139	73	212	7	36	43	146	109	255	347
徳島県	60	32	92	4	8	12	64	40	104	156
香川県	56	53	109	4	29	33	60	82	142	212
愛媛県	70	53	123	4	34	38	74	86	160	218
高知県	78	63	141	10	21	31	88	84	172	272
福岡県	172	123	295	18	81	99	190	204	394	536
佐賀県	72	42	114	8	32	40	80	72	152	187
長崎県	117	74	191	6	23	29	123	97	220	278
熊本県	86	39	125	3	28	31	89	67	156	224
大分県	89	47	136	13	19	32	102	66	168	234
宮崎県	91	36	127	6	24	30	97	60	157	223
鹿児島県	80	43	123	9	35	44	89	77	166	263
沖縄県	80	58	138	16	21	37	96	78	174	236
都道府県合計	4,715	3,144	7,859	522	1,719	2,241	5,232	4,818	10,050	14,951

(注) 都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。

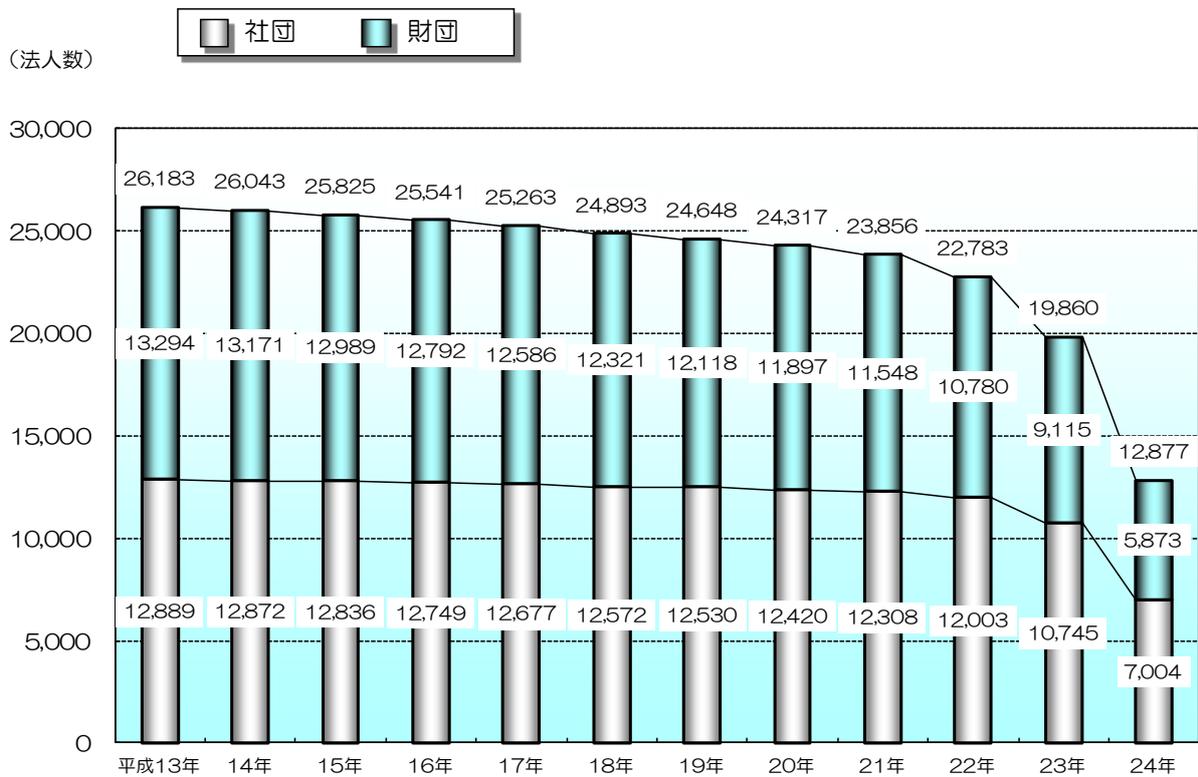
2. 法人数の推移

特例民法法人数(実数)の推移は、図2-1-4のとおりである。公益法人の数は、平成10年の26,380法人をピークに減少に転じ、平成24年12月1日現在の特例民法法人数は、前年に比べ全体で6,983法人(35.2%)減少した。このうち新制度の法人に移行した法人は計6,153法人(うち公益法人3,344法人、一般法人2,809法人)である。

国所管法人は2,124法人(42.5%)減少し、都道府県所管法人も4,901法人(32.8%)減少している(うち42法人は、国と都道府県の共管法人)。

※新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降は特例民法法人が新設されることはない。

図2-1-4 法人数の推移



※各年の数値は、調査年12月1日(平成19年以前については10月1日)現在における法人数である。

2-1 減少事由別法人数

平成13年以降の減少法人数は、表2-1-5のとおりである。

表2-1-5 減少法人数

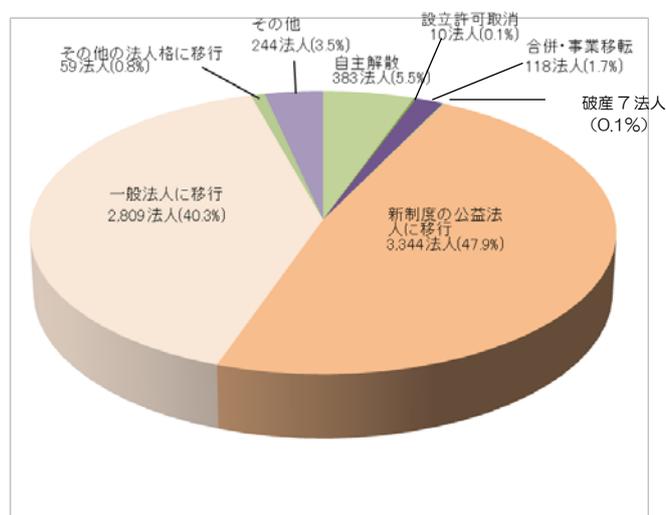
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
国所管	社団	39	54	85	34	44	35	42	43	130	508	1,142
	財団	39	44	46	42	48	42	70	85	263	600	983
	合計	78	98	131	76	92	77	112	128	393	1,108	2,125
都道府県所管	社団	83	118	76	136	193	97	137	67	185	763	2,627
	財団	153	226	195	212	260	196	172	256	503	1,087	2,273
	合計	236	344	271	348	453	293	309	323	688	1,850	4,900
全体	社団	120	170	161	169	217	123	179	110	309	1,255	3,735
	財団	192	269	241	253	308	238	242	341	764	1,662	3,239
	合計	312	439	402	422	525	361	421	451	1,073	2,917	6,974

※ 各年の数値は、平成19年までは調査年の前年の10月2日から調査年の10月1日までの間、20年については前年の10月2日から調査年の12月1日までの間、21年以降については前年の12月2日から調査年の12月1日までの間における減少法人数である。

図2-1-6は、平成24年に減少した6,983法人のうち、休眠化した9法人を除く6,974法人について、その減少事由を分類したものである。なお、この分類は、旧民法に規定されていた解散事由とは異なる。

- ① 「自主解散」とは、定款に定められた解散事由の発生、社員総会の決議のように法人が自らの意思により解散した場合であり、383法人（5.5%）であった。
- ② 「設立許可取消し」とは、所管官庁が整備法第96条第2に項基ついて設立許可を取り消した場合であり、10法人（0.1%）であった。
- ③ 「合併・事業移転」とは、法律に基づく合併のほか、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものを含め、118法人（1.7%）であった。
- ④ 「破産」とは、破産法（平成16年法律第75号）の規定に従い破産手続開始の決定を受け解散した場合であり、7法人（0.1%）であった。
- ⑤ 「新制度の公益法人に移行」とは、新公益法人制度の施行により、公益法人への移行の場合であり、3,344法人（47.9%）であった。
- ⑥ 「一般法人に移行」とは、新公益法人制度の施行により、一般法人への移行の場合であり、2,809法人（40.3%）であった。
- ⑦ 「その他の法人格に移行」とは、社会福祉法人等への組織変更の場合であり、59法人（0.8%）であった。
- ⑧ 「その他」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地縁による団体等への移行の場合であり、244法人（3.5%）であった。

図2-1-6 減少事由別法人数



3. 法人の分類

(性格別法人数)

特例民法法人の中には、法人格を取得する手段が旧民法第34条に限られていたために設立を認められた法人や、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていたが、指導監督基準に照らすと公益性に乏しい法人又は公益性が認められない法人も存在している。

表2-1-7は、各所管官庁が、公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

表2-1-7 性格別法人数

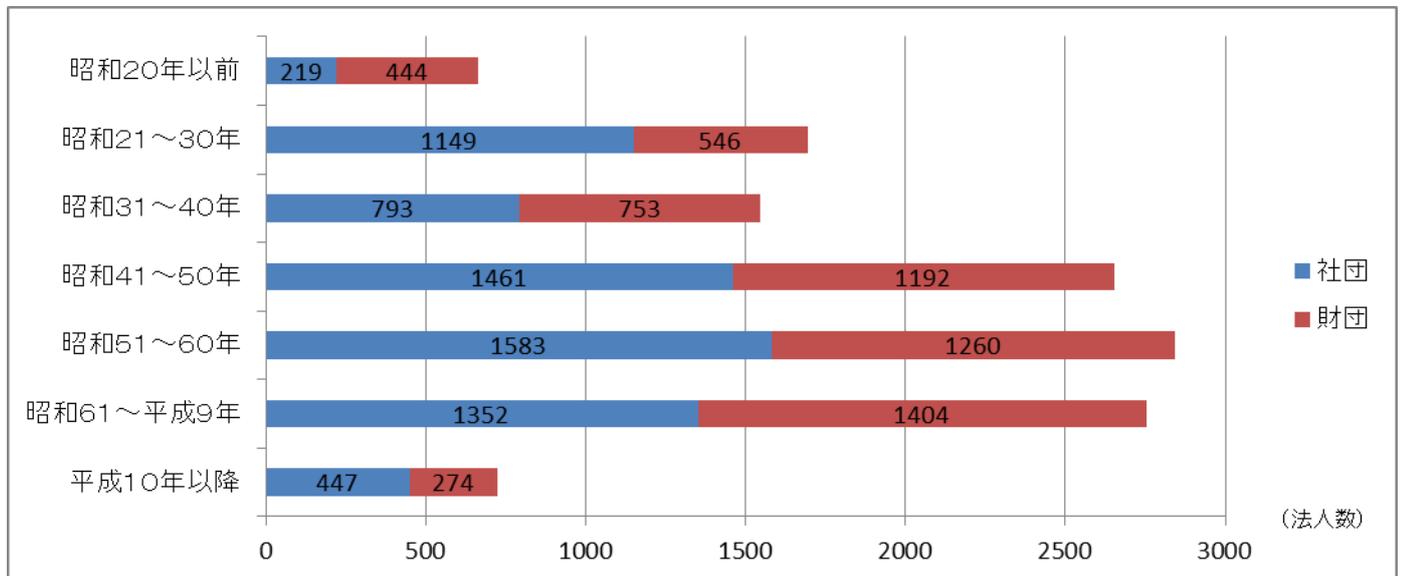
所管官庁		法人数	性格別法人数				
			本公益法人	の互助・共済団体等	営利法人等転換候補	その他	
国所管	社団	1,794	1,726	68	0	0	
	財団	1,074	1,060	14	0	0	
都道府県所管	社団	5,232	3,454	1,723	9	46	
	財団	4,818	4,252	506	4	56	
合計		12,877	10,451	2,311	13	102	
		比率(%)	81.2	17.9	0.1	0.8	

(設立年代別法人数)

設立年代別の法人数及び特例社団法人・特例財団法人の比率を示したものが図2-1-8である。これは、平成24年12月1日現在において活動中である法人を設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年代に設立許可された法人数とは異なる。

「昭和20年以前」について見ると、明治期の設立が118法人、大正期の設立が175法人、昭和元年から20年の設立が370法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、明治17年2月21日（旧民法施行前）に設立された特例社団法人報徳遠譲社第三分社船明東社（静岡県教育委員会所管）である。

図2-1-8 設立年代別法人数



(設立目的別法人数)

特例民法法人の設立目的を、①生活一般、②教育・学術・文化、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが表2-1-9である。特例民法法人概況調査においては、小分類の中から主たる設立目的を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数(13,132法人)に対する百分率である。

大別した4分類では、「生活一般」が7,185法人(54.7%)と最多であり、「教育・学術・文化」が5,124人(39.0%)、「産業」が3,653法人(27.8%)、「政治・行政」が1,567法人(11.9%)と続いている。

表2-1-9 設立目的別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	13,132	—	1,870	1,162	5,237	4,863
生活一般の小計	7,185	54.7	592	454	3,370	2,769
家 庭 生 活	83	0.6	6	4	55	18
保 健 ・ 衛 生 ・ 医 療	2,400	18.3	80	121	1,724	475
体 育 ・ レクリエーション	914	7.0	94	65	258	497
保 育	93	0.7	2	0	10	81
福 祉 ・ 援 護	988	7.5	43	63	348	534
職 業 ・ 労 働	674	5.1	148	57	271	198
福 利 ・ 共 済	708	5.4	37	77	212	382
居 住 ・ 生 活 環 境	572	4.4	37	19	177	339
安 全	426	3.2	64	26	209	127
そ の 他 の 生 活 一 般	327	2.5	81	22	106	118
教育・学術・文化の小計	5,124	39.0	512	868	1,267	2,477
教 育	1,539	11.7	98	163	440	838
教 育 英 ・ 奨 学	685	5.2	14	122	39	510
学 術 ・ 研 究	780	5.9	132	249	218	181
文 化 ・ 芸 術	929	7.1	83	105	141	600
報 道 ・ 出 版	125	1.0	46	36	26	17
宗 教 関 係	122	0.9	11	24	14	73
国 際 交 流	488	3.7	112	143	140	93
そ の 他 の 教 育 学 術	456	3.5	16	26	249	165
政治・行政の小計	1,567	11.9	537	143	443	444
政 治 ・ 行 政	152	1.2	20	20	58	54
財 政 ・ 経 済	470	3.6	410	10	45	5
総 合 計 画	41	0.3	10	4	9	18
地 方 行 政	357	2.7	14	30	105	208
自 然 ・ 環 境	253	1.9	26	27	94	106
国 際 関 係	131	1.0	36	41	36	18
そ の 他 の 政 治 行 政	163	1.2	21	11	96	35
産業の小計	3,653	27.8	868	263	1,738	784
金 融 ・ 保 険	46	0.4	40	2	2	2
農 林 水 産	1,206	9.2	159	57	609	381
通 商 産 業	872	6.6	147	70	430	225
運 輸 ・ 交 通	332	2.5	252	48	23	9
建 設	566	4.3	91	20	400	55
通 信	83	0.6	51	19	11	2
情 報	268	2.0	86	30	101	51
そ の 他 の 産 業	280	2.1	42	17	162	59
合 計	17,529	—	2,509	1,728	6,818	6,474

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

(事業種別法人数)

特例民法法人の設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが表2-1-10である。特例民法法人概況調査では、主たる設立目的一つに対して、主たる事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。また、割合欄の数値は延べ法人数(13,132法人)に対する百分率である。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で8,445法人(64.3%)、次に多いのが「振興・奨励」で6,364法人(48.5%)、以下、「調査・研究」の5,452法人(41.5%)、「普及・広報」の3,998法人(30.4%)と続いている。

表2-1-10 事業種別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	13,132	—	1,870	1,162	5,237	4,863
振興・奨励の小計	6,364	48.5	399	671	2,149	3,145
振 興	3,034	23.1	224	185	1,469	1,156
助 成 ・ 給 付	2,054	15.6	66	356	307	1,325
貸 与	344	2.6	14	33	48	249
表 彰	262	2.0	29	52	55	126
信 用 保 証	51	0.4	12	3	21	15
その他の振興・奨励	619	4.7	54	42	249	274
指導・育成の小計	8,445	64.3	1,159	588	4,592	2,106
教 育 ・ 訓 練	1,497	11.4	208	137	701	451
相 談	615	4.7	48	49	303	215
研 修 会 ・ 講 習 会	4,159	31.7	611	264	2,438	846
その他の指導・育成	2,174	16.6	292	138	1,150	594
調査・研究の小計	5,452	41.5	1,418	755	2,178	1,101
研 究	2,168	16.5	615	346	796	411
情 報 の 収 集	1,139	8.7	298	134	473	234
情報資料の作成・分析等	468	3.6	129	70	176	93
その他の調査・研究	1,677	12.8	376	205	733	363
普及・広報の小計	3,998	30.4	1,150	424	1,534	890
普 及	2,377	18.1	696	205	907	569
雑 誌 ・ 図 書 の 出 版	377	2.9	132	110	72	63
説 明 会	153	1.2	97	6	41	9
その他の普及・広報	1,091	8.3	225	103	514	249
検査・検定の小計	465	3.5	101	95	164	105
検 査 ・ 検 定	262	2.0	31	47	114	70
資 格 の 付 与 ・ 指 定	92	0.7	52	22	12	6
証 明	49	0.4	10	13	19	7
その他の検査・検定	62	0.5	8	13	19	22
交流の小計	1,433	10.9	254	223	716	240
連 絡	157	1.2	44	9	83	21
国 内 交 流	329	2.5	37	22	217	53
国 際 交 流	607	4.6	150	177	179	101
その他の交流	340	2.6	23	15	237	65
共済の小計	643	4.9	36	52	244	311
共 済	391	3.0	28	30	114	219
補 償	94	0.7	5	12	58	19
その他の共済	158	1.2	3	10	72	73
施設の運営の小計	3,347	25.5	62	224	515	2,546
会 館 ・ 施 設 の 建 設	172	1.3	9	19	35	109
会 館 ・ 施 設 の 管 理	1,653	12.6	13	85	229	1,326
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	442	3.4	12	36	90	304
会 館 ・ 施 設 の 公 開	191	1.5	1	14	13	163
その他の施設の運営	889	6.8	27	70	148	644
その他	882	6.7	131	51	304	396
合 計	31,029	—	4,710	3,083	12,396	10,840

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

4. 特例社団法人における法律上の社員

社員とは、特例社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

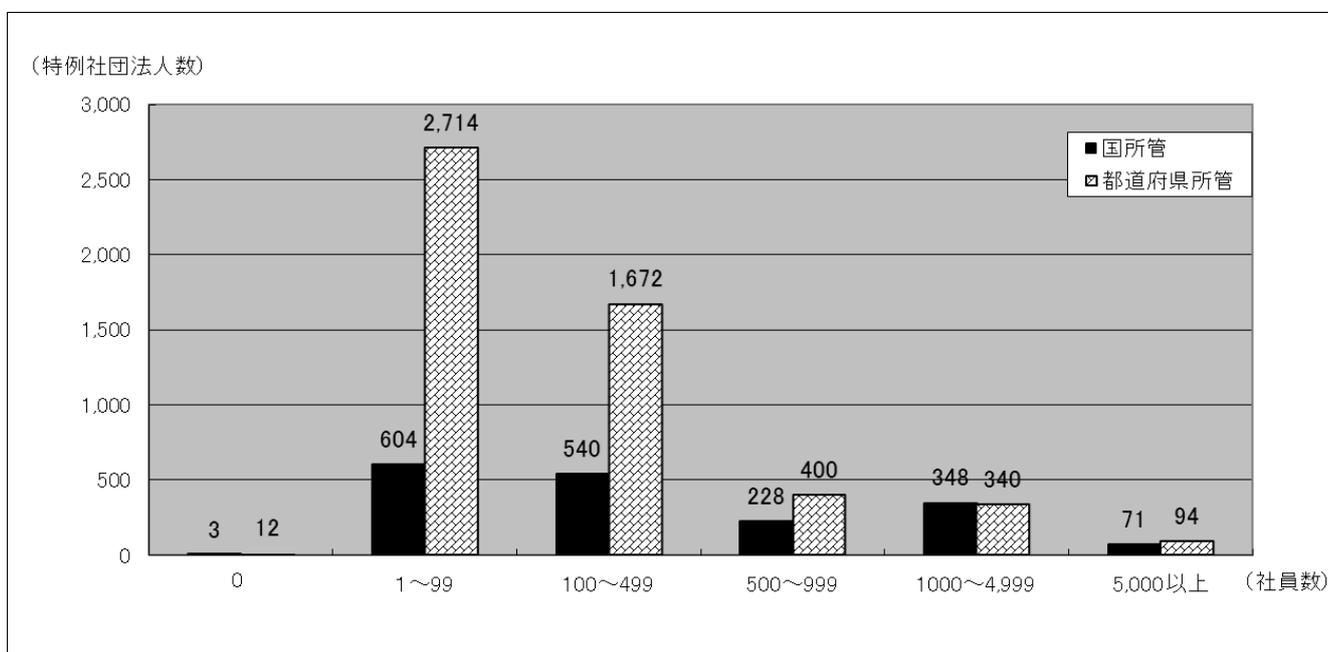
社員数の規模別法人数を示したものが図表2-1-11である。これによると、99 社員以下の小規模法人が 3,315 法人と4割以上を占めている（この中に社員数0の法人が 15 法人含まれているが、社員の欠亡は法律上の解散事由に当たるため、清算手続に入る必要がある。）。5,000 社員以上を擁する法人は 165 法人で、このうち5万社員以上の法人も 11 法人あった。

1 法人当たりの平均社員数は 840 社員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値^(注)は 112 社員であった。

(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、中央で全数を2等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。

図表2-1-11 社員規模別法人数

所管官庁	社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1～99社員	100～499社員	500～999社員	1000～4,999社員	5,000社員以上		
国所管	1,794	3	604	540	228	348	71	2,970,191	1,656
都道府県所管	5,232	12	2,714	1,672	400	340	94	2,918,116	558
合計	7,004	15	3,300	2,210	627	687	165	5,884,129	840
	比率(%)	0.2	47.1	31.6	9.0	9.8	2.4		
前年合計	10,745	18	4,625	3,561	1,085	1,145	311	9,939,275	925
	比率(%)	0.2	43.0	33.1	10.1	10.7	2.9		



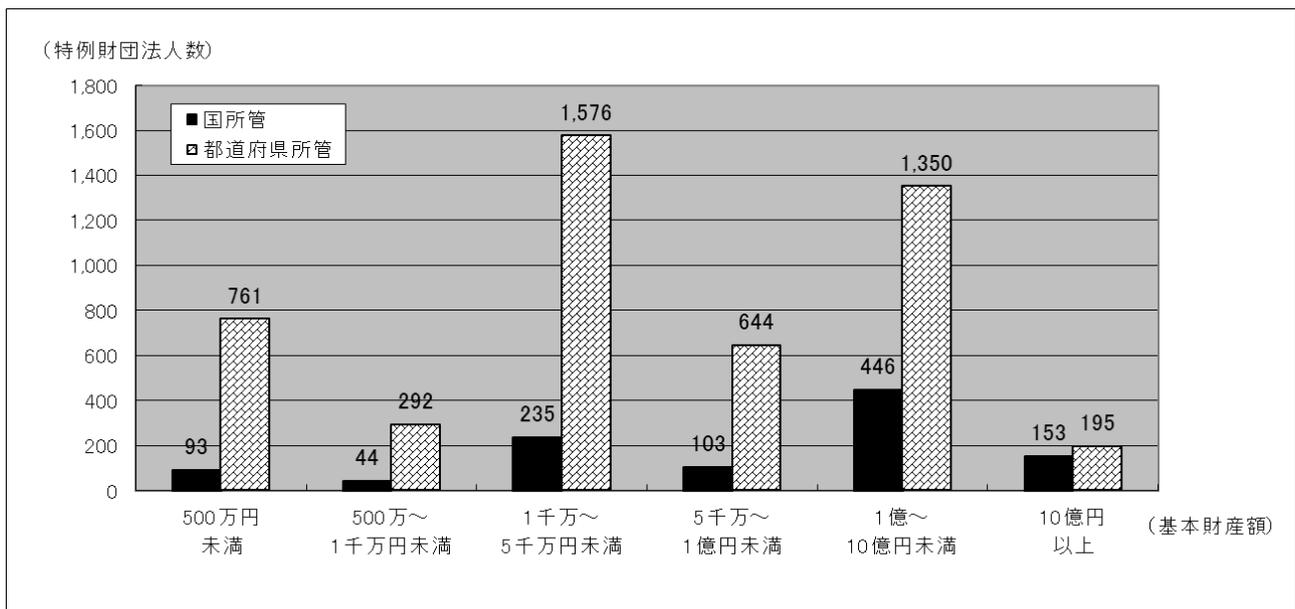
5. 特例財団法人における基本財産

基本財産とは、特例財団法人の法人格の基礎となる財産であり、公益活動を行うための基本となる重要な財産であるため、その管理運用に当たっては、基本財産の減少は厳に避ける必要がある。

基本財産の規模別法人数を示したものが図表2-1-12である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。

図表2-1-12 基本財産規模別法人数

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円未満	1億円以上 10億円 未満	10億円 以上		
国所管	1,074	93	44	235	103	446	153	743,423	692
都道府県所管	4,818	761	292	1,576	644	1,350	195	2,183,466	453
合計	5,873	851	335	1,803	746	1,791	347	2,923,371	498
	比率(%)	14.5	5.7	30.7	12.7	30.5	5.9		
前年合計	9,115	1,159	474	2,576	1,113	3,082	711	3,879,771	426
	比率(%)	12.7	5.2	28.3	12.2	33.8	7.8		



第2節 個別事項の分析

1. 役職員の状況

(理事)

理事は、旧民法において法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等についての規定が設けられている。

指導監督基準

- ・ 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ・ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

理事数の規模別に法人数を示したものが表2-2-1である。理事数の合計は18万6,256人で、1法人あたりの平均理事数は14.5人、中央値は12人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10～19人の法人の5,678法人(44.1%)で半数近くを占めている。また、0～9人の法人も4,670法人(36.3%)と多く、19人以下の法人が全体の8割以上を占めている。

表2-2-1 理事数の規模別法人数

所管官庁		法人数	理事数の規模別法人数					合計人数	平均人数	
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人			50人以上
国所管	社団	1,794	200	617	437	224	130	186	46,246	25.8
	財団	1,074	520	443	86	19	4	2	12,114	11.3
都道府県所管	社団	5,232	1,314	2,782	837	197	48	54	79,041	15.1
	財団	4,818	2,649	1,856	251	49	9	4	49,427	10.3
合計		12,877	4,670	5,678	1,605	487	191	246	186,256	14.5
		比率(%)	36.3	44.1	12.5	3.8	1.5	1.9		
前年合計		19,860	6,516	9,157	2,647	833	321	386	297,821	15.0
		比率(%)	32.8	46.1	13.3	4.2	1.6	1.9		

また、理事の任期について示したものが表2-2-2である。これによると、任期を2年又は2年未満としている法人が11,281法人(87.6%)と、全体の9割近くを占めている。

表2-2-2 理事の任期別法人数

所管官庁		法人数	理事任期別法人数			
			任期の定め無し	2年未満	2年	2年超
国所管	社団	1,794	4	39	1,717	34
	財団	1,074	5	3	973	93
都道府県所管	社団	5,232	28	590	4,116	498
	財団	4,818	58	118	3,765	877
合計		12,877	95	750	10,531	1,501
		比率(%)	0.7	5.8	81.8	11.7

(常勤理事)

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であり、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営に関わるものである。ただし、経常的な業務の執行は、通常、常勤理事（特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している理事としている。）により行われることが多い。常勤理事の人数別に法人数を示したものが表2-2-3である。

これによると、常勤理事数の合計は8,450人、1法人当たりの平均常勤理事数は0.7人であった。常勤理事がいない法人が5割以上であり、全体の9割以上の法人が常勤理事2人以下である。

表2-2-3 常勤理事の人数別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	1,794	710	807	175	57	19	26	1,612	0.9
	財団	1,074	344	376	189	94	30	41	1,418	1.3
都道府県所管	社団	5,232	3,731	1,251	158	43	15	34	2,113	0.4
	財団	4,818	2,643	1,496	441	126	47	65	3,379	0.7
合計		12,877	7,417	3,915	953	320	110	162	8,450	0.7
		比率(%)	57.6	30.4	7.4	2.5	0.9	1.3		
前年合計		19,860	10,451	6,710	1,642	567	213	277	14,486	0.7
		比率(%)	52.6	33.8	8.3	2.9	1.1	1.4		

(公務員出身理事)

特例民法法人概況調査においては、原則として、国又は都道府県の行政機関において常勤の職員として職務に従事した者を公務員出身者としている。公務員出身者が特例民法法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが表2-2-4である。

国所管法人の理事のうち、国家公務員出身者は1,163法人（国所管法人2,868法人の40.6%）の2,528人（国所管法人の全理事58,360人の4.3%）であった。一方、都道府県所管法人の理事のうち、都道府県公務員出身者は2,684法人（都道府県所管法人10,050法人の26.7%）の7,130人（都道府県所管法人の全理事128,468人の5.6%）であった。

次に、国所管法人の常勤理事のうち、国家公務員出身者は673法人（国所管法人2,868法人の23.5%）の845人（国所管法人の全常勤理事3,022人の28.0%、国家公務員出身理事2,528人の33.4%）であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事のうち、都道府県公務員出身者は1,201法人（都道府県所管法人10,050法人の12.0%）の1,474人（都道府県所管法人の全常勤理事5,492人の26.9%、都道府県公務員出身理事7,130人の20.7%）であった。

表2-2-4 公務員出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	公務員出身理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	1,794	692	1,376	450	518
	財団	1,074	471	1,152	223	327
	合計	2,868	1,163	2,528	673	845
都道府県所管	社団	5,232	1,174	2,728	656	722
	財団	4,818	1,510	4,402	545	752
	合計	10,050	2,684	7,130	1,201	1,474

(所管官庁出身理事)

指導監督基準

理事のうち、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

公務員出身理事のうち、所管官庁出身理事の数を示したものが表2-2-5である。

表2-2-5 所管官庁出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	所管官庁出身理事			うち常勤	
			法人数	うち3分の1を超える法人	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	1,794	571	0	1,023	399	459
	財団	1,074	370	10	837	211	302
	合計	2,868	941	10	1,860	610	761
都道府県所管	社団	5,232	781	57	1,886	448	500
	財団	4,818	1,056	225	3,351	393	562
	合計	10,050	1,837	282	5,237	841	1,062

国所管法人における所管官庁出身理事は、941 法人（国所管法人 2,866 法人の 32.8%）の 1,860 人（国所管法人の全理事 58,360 人の 3.2%、国家公務員出身理事 2,528 人の 73.6%）であった。一方、都道府県所管法人における所管官庁出身理事は、1,837 法人（都道府県所管法人 10,050 法人の 18.3%）の 5,237 人（都道府県所管法人の全理事 128,468 人の 4.1%、都道府県公務員出身理事 7,130 人の 73.5%）であった。

また、平成24年12月1日現在の国所管法人のうち所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えていた法人は10法人であった。

また、都道府県所管法人で3分の1を超えていた法人は、平成24年12月1日現在で282法人である。

(同一親族・特定企業関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

同一親族の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は136法人（全法人の1.1%）、特定企業関係者の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は140法人（同1.1%）であった（表2-2-6）。

表2-2-6 同一親族理事及び特定企業関係者理事の状況別法人数

■同一親族理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	1,794	107	2
	財団	1,074	125	6
都道府県所管	社団	5,232	116	17
	財団	4,818	542	111
合 計		12,877	889	136
		比率(%)	6.9	1.1
前 年 合 計		19,800	1,314	166
		比率(%)	6.6	0.8

■特定企業関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	特定企業関係者理事のいる法人数	うち特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	1,794	179	6
	財団	1,074	164	19
都道府県所管	社団	5,232	131	26
	財団	4,818	363	91
合 計		12,877	829	140
		比率(%)	6.4	1.1
前 年 合 計		19,860	1,494	217
		比率(%)	7.5	1.1

(同一業界関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人は、3,886法人(全法人の30.2%)であり、都道府県所管の社団法人が多かった。これらの法人には、いわゆる互助会も含まれている。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は、2,325法人であった(表2-2-7)。

表2-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超えている法人数	うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	1,794	421	99
	財団	1,074	68	13
都道府県所管	社団	5,232	2,780	1,973
	財団	4,818	628	245
合 計		12,877	3,886	2,325
		比率(%)	30.2	18.1
前 年 合 計		19,860	5,429	3,169
		比率(%)	27.3	16.0

(監事)

指導監督基準

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は、旧民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することとされている。監事の人数別の法人数を示したものが表2-2-8である。

これによると、監事の合計は28,156人、1法人当たりの平均は2.2人で、2人の法人が9,259法人(全法人の71.9%)であった。

監事のうち、常勤監事(特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している監事としている。)として日常業務に携わっている者の合計は161人、常勤監事がいる法人数は133法人(全法人の1.0%)であった〔資料39〕。

また、監事制度がない法人は40法人あった。新たな公益法人制度においては、財団法人は監事を必ず置くこととされている。

表2-2-8 監事規模別法人数

所管官庁	法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数	
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上			
国所管	社団	1,794	0	3	74	1,058	588	46	25	4,268	2.4
	財団	1,074	0	12	134	808	105	10	5	2,131	2.0
都道府県所管	社団	5,232	13	13	197	3,724	1,159	86	40	11,684	2.2
	財団	4,818	27	14	312	3,694	670	64	37	10,164	2.1
合計	12,877	40	42	712	9,259	2,514	203	107	28,156	2.2	
	比率(%)	0.3	0.3	5.5	71.9	19.5	1.6	0.8			
前年合計	19,860	47	52	951	14,472	3,865	314	159	43,597	2.2	
	比率(%)	0.2	0.3	4.8	72.9	19.5	1.6	0.8			

(注) (注) 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除く法人数を全法人数の平均人数。
2 合計は共管重複分を除く実数。

(外部監事)

指導監督基準

既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的な法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

外部監事の導入状況について示したものが表2-2-9である。

これによると、法人の性格が「互助・共済団体等」である法人は2,311法人であり、そのうち、外部監事を導入していない法人が1,445法人(62.5%)となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入又は一般法人等への移行に向け、引き続き強力な指導が必要である。

表2-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数	うち外部監事制度	
			がある法人数	がない法人数
国所管	社団	68	56	12
	財団	14	8	6
都道府県所管	社団	1,723	610	1,113
	財団	506	192	314
合 計		2,311	866	1,445
		比率(%)	37.5	62.5
前 年 合 計		3,208	1,245	1,963
		比率(%)	38.8	61.2

(公認会計士等による監査の実施状況)

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づき、各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の所管特例民法法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請を行っており、各都道府県においても、同様の要請を行っている。

平成24年(平成23年度決算ベース)で外部監査の要請の対象となる一定規模以上の国所管法人は403法人、このうち外部監査を受けた法人は296法人(対象法人の73.4%)であった(表2-2-10)。

表2-2-10 公認会計士等による監査を受けた法人数の推移

所管官庁	平成22年				平成23年				平成24年			
	対象法人数	実施法人数	割合	合	対象法人数	実施法人数	割合	合	対象法人数	実施法人数	割合	合
国所管	982	730	74.3		756	559	73.9		403	296	73.4	
都道府県所管	1,583	419	26.5		1,392	364	26.1		899	250	27.8	
合 計	2,549	1,140	44.7		2,131	914	42.9		1,292	540	41.8	

(注) 「法人数」は、共管重複分を除いた実数。

(現職公務員理事・監事)

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが表2-2-11である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員(公務員の身分を有する休職出向者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。)を指す。

まず、国所管法人の理事のうち、現職国家公務員は17法人の25人、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県公務員は1,336法人の3,258人である。

次に、国所管法人の監事のうち、現職国家公務員は6法人の6人、都道府県所管法人の監事のうち、現職都道府県公務員は404法人の503人であった。

表2-2-11 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	理事		監事		役員合計		前年役員合計	
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国所管	2,868	17	25	6	6	19	31	32	43
都道府県所管	10,050	1,336	3,258	404	503	1,377	3,761	2,412	5,934
合計	12,877	1,347	3,283	409	509	1,390	3,792	2,443	5,977

(注) 1 役員合計は、理事と監事の合計。
 2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数。
 3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

(現職議員理事)

現職の国会議員及び都道府県議会議員が特例民法法人の理事に就任している状況を示したものが表2-2-12である。

これによると、国所管法人の理事のうち、現職国会議員は54法人(前年比41法人減)の82人(前年比66人減)であった。また、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県議会議員は348法人(前年比179法人減)の511人(前年比261人減)であった。

表2-2-12 現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	現職議員理事		うち常勤		
		法人数	理事数	法人数	常勤理事数	
国所管	社団	1,794	35	53	0	0
	財団	1,074	19	29	0	0
	合計	2,868	54	82	0	0
都道府県所管	社団	5,232	135	166	0	0
	財団	4,818	213	345	2	2
	合計	10,050	348	511	2	2
前年合計	国所管	4,992	95	148	0	0
	都道府県所管	14,951	527	772	2	2

(有給常勤役員の前年報酬額)

指導監督基準

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

特例民法法人の定款においては、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員(役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。)に対する年間報酬の1人当たり平均額の規模別法人数を示したものが表2-2-13である。

これによると、有給の役員がいない法人は8,332法人(全法人の64.7%)で、有給役員がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円未満の法人が1,818法人(有給役員がいる法人の40.0%)と最も多く、次いで400万円以上800万円未満の法人が1,743法人(同38.3%)であり、800万円未満の法人で8割弱を占めている。

一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も41法人（同0.9%）あった。

表2-2-13 有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	1,794	821	200	460	198	88	21	6
	財団	1,074	477	138	146	161	122	27	3
都道府県所管	社団	5,232	3,916	693	518	87	13	2	3
	財団	4,818	3,129	793	634	165	35	33	29
合計		12,877	8,332	1,818	1,743	605	257	81	41
全法人に占める比率(%)			64.7	14.1	13.5	4.7	2.0	0.6	0.3
有給役員に占める比率(%)				40.0	38.3	13.3	5.7	1.8	0.9
前年合計		19,860	11,802	3,140	2,997	1,144	539	173	65
全法人に占める比率(%)			59.4	15.8	15.1	5.8	2.7	0.9	0.3
有給役員に占める比率(%)				39.0	37.2	14.2	6.7	2.1	0.8

また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤従業員の平均年間報酬額を示したものが表2-2-14である。400万円以上800万円未満の法人が659法人（所管官庁出身者がいる法人の46.0%）となっている。一方、平均年間報酬額が800万円以上の法人も計352法人（24.5%）あった。

表2-2-14 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		※ 法人数※	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	399	10	46	190	86	53	13	1
	財団	212	4	16	42	59	77	14	0
都道府県所管	社団	449	24	183	222	18	2	0	0
	財団	393	68	77	216	30	2	0	0
合計		1,434	106	317	659	190	134	27	1
全法人に占める比率(%)			7.4	22.1	46.0	13.2	9.3	1.9	0.1
有給役員に占める比率(%)				23.9	49.6	14.3	10.1	2.0	0.1

※ 所管官庁出身常勤役員がいる法人数

（職員）

指導監督基準

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

職員には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表2-2-15である。職員の合計は28万9,687人、1法人当たりの平均は22.5人、中央値は3人である。

規模別には、職員数2~9人の法人が5,409法人(42.0%)と半数近くを占めており、職員数が1人又は0人の法人と合わせて、職員数9人以下の法人が7割を超えている。その一方、職員数100人以上の法人は459法人(3.6%)であった。

特例民法法人概況調査では、職員のうち最低でも週3日以上出勤している者を常勤職員(パート、アルバイト等雇用形態は問わない。)としており、その合計は24万4,437人であり〔資料46〕、全職員数の84.8%が常勤職員である。

表2-2-15 職員規模別法人数

所管官庁		法人数	職員規模別法人数						職員合計人数	職員平均人数
			0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人以上		
国所管	社団	1,794	100	277	1,058	296	30	33	52,403	29.2
	財団	1,074	98	174	425	241	58	78	44,594	41.5
都道府県所管	社団	5,232	780	1,339	2,224	689	98	102	61,033	11.7
	財団	4,818	878	803	1,712	938	233	254	135,549	28.1
合計		12,877	1,850	2,592	5,409	2,154	413	459	289,687	22.5
		比率(%)	14.4	20.1	42.0	16.7	3.2	3.6		
前年合計		19,860	2,407	3,548	8,713	3,700	712	780	462,200	23.3
		比率(%)	12.1	17.9	43.9	18.6	3.6	3.9		

国家公務員出身職員がいる法人数及び人数を示したのが表2-2-16である。国家公務員出身職員がいる国所管の特例民法法人は559法人(うち常勤職員がいる法人数は528法人)であり、国家公務員出身者数は2,923人(うち常勤職員は2,677人)となっている。

表2-2-16 国家公務員出身職員がいる法人数及び人数

所管官庁		法人数	国家公務員出身職員		うち常勤	
			法人数	職員数	法人数	職員数
国所管	社団	1,794	303	1,239	288	1,107
	財団	1,074	256	1,684	240	1,570
	合計	2,868	559	2,923	528	2,677

(評議員)

指導監督基準

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事又は監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

評議員の規模別法人数を示したものが表2-2-17である。特例財団法人のうち、評議員(会)制度を設けているのは4,734法人(80.6%)であった。このうち、国所管の特例財団法人では1,051法人(97.9%)が評議員(会)制度を設けているのに対し、都道府県所管の特例財団法人では3,701法人(76.8%)にとどまっている。

表2-2-17 評議員規模別法人数

所管官庁	法人数	評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員 合計人数	評議員 平均人数
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
国所管	1,074	1,051	303	468	160	55	25	40	18,171	17.3
都道府県所管	4,818	3,701	1,216	1,575	467	205	102	136	60,861	16.4
全体	5,873	4,734	1,514	2,039	622	257	127	175	78,580	16.6
	比率(%)	80.6	32.0	43.1	13.1	5.4	2.7	3.7		
前年合計	9,115	7,511	2,163	3,343	1,030	419	228	328	131,425	17.5
	比率(%)	82.4	28.8	44.5	13.7	5.6	3.0	4.4		

(注) 1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。
2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

指導監督基準

評議員及び評議員会に関し、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

運用指針

- ・ 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。
- ・ 同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

特例財団法人の評議員のうち、所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表2-2-18である。25%以下の法人が4,415法人と全体の9割を超えるが、一方、50%を超える法人も107法人あった。

また、特例財団法人の評議員数と理事数の関係を示したものが表2-2-19である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表2-2-18 特例財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員 制度有り 法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1 以下	2分の1超	
		0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未 満	100%		単管	共管
国所管	1,051	751	181	116	2	0	1	1,048	3	0
都道府県所管	3,701	3,061	439	97	13	33	58	3,597	103	1
合計	4,734	3,802	613	212	15	33	59	4,627	106	1
	比率(%)	80.3	12.9	4.5	0.3	0.7	1.2			

表2-2-19 特例財団法人の評議員数と理事数の関係

		総数	理事数					
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
	総数	5,873	3,164	2,289	335	66	13	6
評議員数	制度なし	1,139	659	428	45	5	2	0
	0~9人	1,514	1,356	149	9	0	0	0
	10~19人	2,039	970	1,038	31	0	0	0
	20~29人	622	130	389	96	6	0	1
	30~39人	257	25	147	62	22	1	0
	40~49人	127	11	66	34	6	8	2
	50人以上	175	13	72	58	27	2	3

注) 評議員制度の有無が不詳は、「制度なし」に含む。

2. 財務・会計の状況

(年間収入額)

特例民法法人の年間収入は、大きく分けて、

- ◆ 会費収入（旧民法上の社員及び賛助会員等からの会費収入を指す。）
- ◆ 財産運用収入（基本財産・運用財産の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- ◆ 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- ◆ 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表2-2-20である。これによると、年間収入額の合計は8兆1,149億円である。少数ながら収入規模の大きい法人も存在するため、一法人当たりの平均年間収入額は6億4,862百万円となり、中央値の3,734万円と大きく隔たっている。

表2-2-20 年間収入額の規模別法人数

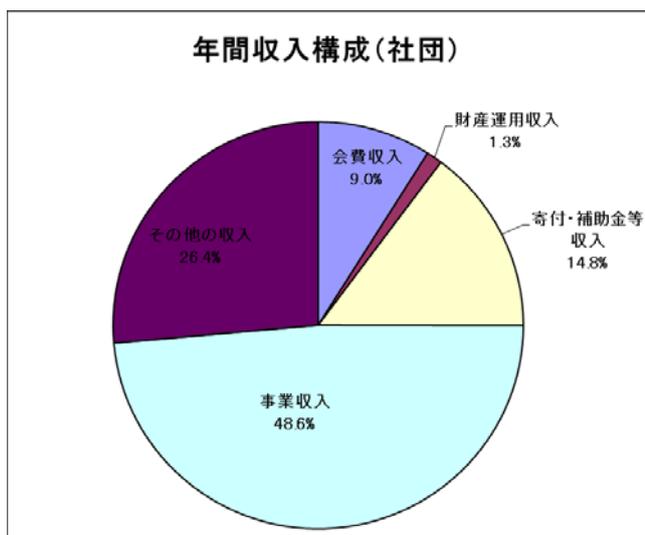
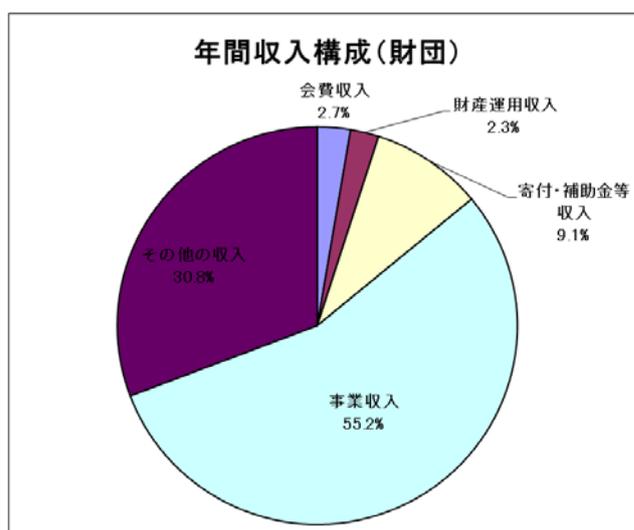
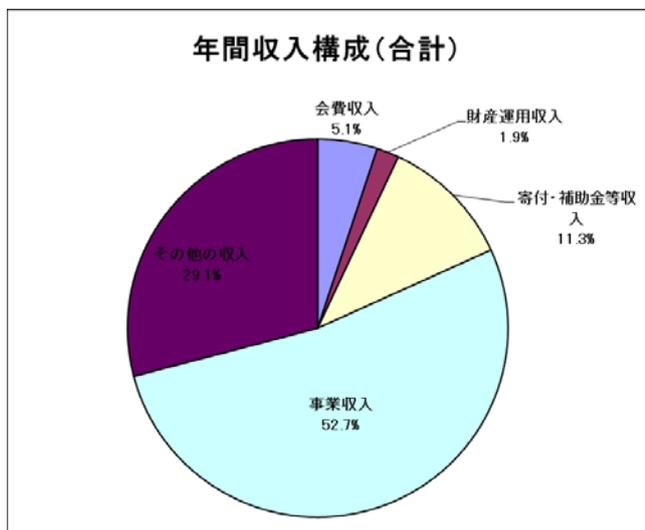
所管官庁	法人種別	法人数	年間収入額の規模別法人数					年間収入合計金額(百万円)	年間収入平均金額(百万円)	
			1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満			10億円以上
国所管	社団	1,762	211	631	312	390	83	135	1,708,515	970
	財団	1,054	191	225	100	242	88	208	2,418,504	2,295
都道府県所管	社団	5,054	1,571	1,650	531	889	154	259	1,398,732	277
	財団	4,680	1,549	957	439	1,009	255	471	2,633,321	563
合計		12,511	3,514	3,460	1,380	2,518	576	1,063	8,114,923	649
		比率(%)	28.1	27.7	11.0	20.1	4.6	8.5		
前年合計		19,546	4,520	5,278	2,335	4,573	1,117	1,723	12,875,857	659
		比率(%)	23.1	27.0	11.9	23.4	5.7	8.8		

※ 特例民法法人は、従来、資金収支ベースで財務・会計書類を作成してきた。概況調査では、大多数の法人が適用している資金収支ベースの調査項目となっている。平成20年4月に公表された公益法人会計基準を適用した法人については損益ベースで財務・会計書類を作成しており、本節の「2. 財務・会計の状況」の集計から除外した。

年間収入の構成を示したものが図表2-2-21である。特例社団法人、特例財団法人の双方において事業収入が年間収入の約6割と最も多くを占めている。また、特例社団法人、特例財団法人を問わず、寄付金や行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は11.3%である。

図表2-2-21 年間収入構成

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	補助金等収入	補助金等収入の内訳					事業収入	その他の収入	合計
						うち国から	うち都道府県から	うち市区町村から	うち独立行政法人等から	うちその他			
国所管	社団	121,953	28,741	20,858	280,112	233,728	20,444	2,009	10,428	13,501	812,631	444,267	1,708,515
	財団	42,534	36,981	13,307	269,085	211,264	16,197	21,224	8,140	12,258	1,103,699	952,893	2,418,504
都道府県所管	社団	155,562	10,111	7,235	150,617	3,868	39,747	26,247	67,002	13,597	701,357	374,040	1,398,732
	財団	91,251	78,344	36,863	136,685	9,841	57,837	62,165	1,128	4,902	1,695,565	593,487	2,633,321
合計		411,110	154,066	78,211	835,433	458,701	133,530	111,616	86,685	43,930	4,274,502	2,360,708	8,114,923
比率(%)		5.1	1.9	1.0	10.3	5.7	1.6	1.4	1.1	0.5	52.7	29.1	100.0



(年間支出額)

特例民法法人の年間支出は、大きく分けて、

- ◆ 事業費（特例民法法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- ◆ 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- ◆ 事業に不可欠な固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積立ても支出に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表2-2-22である。これによると、年間支出額の合計は8兆1,288億円、1法人当たりの平均は6億4,973万円、中央値は3,786万円であった。

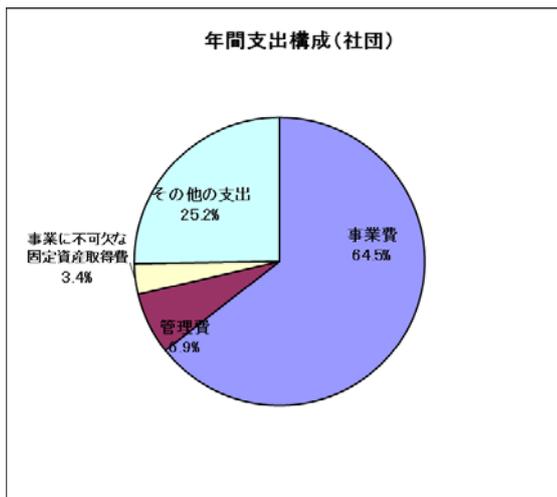
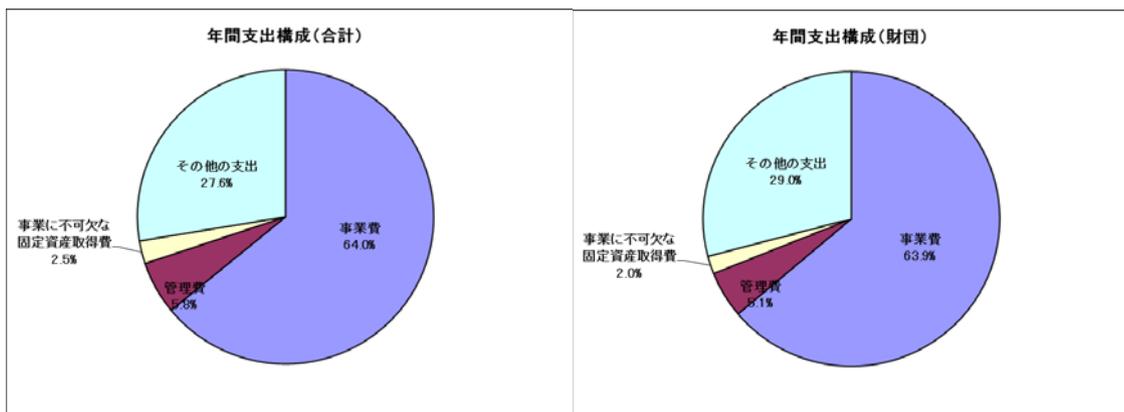
年間支出の構成状況を示したものが図表2-2-23である。事業費が64.0%と大きな割合を占めている一方、管理費は5.8%となっている。

表2-2-22 年間支出額の規模別法人数

所管官庁	法人数	年間支出額の規模別法人数						年間支出合計金額 (百万円)	年間支出平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	1,762	200	641	310	396	80	135	1,720,649	977
	財団	1,054	182	232	103	232	95	210	2,418,988	2,295
都道府県所管	社団	5,054	1,542	1,670	541	890	151	260	1,402,497	278
	財団	4,680	1,510	987	456	992	260	475	2,630,401	562
合計	法人数	12,511	3,427	3,526	1,406	2,500	582	1,070	8,128,752	650
	比率(%)		27.4	28.2	11.2	20.0	4.7	8.6		
前年合計	法人数	19,546	4,404	5,336	2,351	4,589	1,126	1,740	12,937,585	662
	比率(%)		22.5	27.3	12.0	23.5	5.8	8.9		

図表2-2-23 年間支出構成

		年間支出構成 (百万円)				合計
		事業費	管理費	事業に不可欠な 固定資産取得費	その他の支出	
国所管	社団	1,128,404	74,327	68,606	449,330	1,720,649
	財団	1,418,711	92,765	27,482	880,022	2,418,988
都道府県所管	社団	885,349	141,968	38,710	336,262	1,402,497
	財団	1,807,925	167,066	71,650	582,753	2,630,401
合計		5,205,774	472,492	204,313	2,244,971	8,128,752
比率(%)		64.0	5.8	2.5	27.6	100.0
前年合計		8,974,892	853,379	347,399	2,755,331	12,937,585
比率(%)		69.4	6.6	2.7	21.3	100.0



(公益法人の事業)

指導監督基準

公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項の全てに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

特例民法法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模が総支出額の2分の1以上となっている法人は5,304法人で全法人の42.4%であった（表2-2-24）。

表2-2-24 特例民法法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	特例民法法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数				50%以上法人数合計
			25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	
国所管	社団	1,762	213	435	892	222	1,114
	財団	1,054	231	255	401	167	
都道府県所管	社団	5,054	1,703	1,550	1,217	584	1,801
	財団	4,680	1,848	992	992	848	
合計		12,511	3,980	3,227	3,487	1,817	5,304
		比率(%)	31.8	25.8	27.9	14.5	42.4
前年合計		19,546	5,710	5,256	5,476	3,104	8,580
		比率(%)	29.2	26.9	28.0	15.9	43.9

(管理費)

指導監督基準

管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

管理費の割合が、総支出額の2分の1以下となっている法人は11,456法人で全法人の91.6%であった(表2-2-25)。管理費の割合が総支出額の2分の1を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大な負担となっているかを把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-25 管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数				50%以下 法人数合計	
		25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超		
国所管	社団	1,762	1,196	484	58	24	1,680
	財団	1,054	872	144	25	13	1,016
都道府 県所管	社団	5,054	3,088	1,498	360	108	4,586
	財団	4,680	3,594	617	288	181	4,211
合 計		12,511	8,719	2,737	731	324	11,456
	比率(%)		69.7	21.9	5.8	2.6	91.6
前 年 合 計		19,546	13,741	4,320	1,067	418	18,061
	比率(%)		70.3	22.1	5.5	2.1	92.4

(指導監督基準上の収益事業)

指導監督基準

公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項の全てに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

特例民法法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要である。このため、本来の公益活動の実施に充てるため、収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）に定められた課税対象となる34業種（平成20年4月30日に法人税法施行令が改正され、課税対象が1業種追加され34業種となった。）を指すものであり、その目的は問わない。

指導監督基準上の収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが表2-2-26である。これによると、収益事業収入のない法人が9,543法人で、全法人の4分の3を占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の合計金額は6,287億円であり、1法人当たりの平均金額は50百万円であった。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で5,347億円であり、収入が支出を941億円上回っている。

表2-2-26 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

■収益事業収入額規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)
			0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	社団	1,762	1,379	220	90	23	40	10	22,500	13
	財団	1,054	857	56	57	24	39	21	43,044	41
都道府県所管	社団	5,054	3,840	536	345	123	148	62	157,842	31
	財団	4,680	3,491	427	323	122	218	99	410,404	88
合計		12,511	9,543	1,237	811	289	442	189	628,682	50
比率(%)			76.3	9.9	6.5	2.3	3.5	1.5		
前年合計		19,546	14,847	1,902	1,305	452	727	313	948,976	49
比率(%)			76.0	9.7	6.7	2.3	3.7	1.6		

■収益事業費規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)
			0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	社団	1,762	1,437	182	87	17	36	3	14,481	8
	財団	1,054	890	44	51	20	38	11	29,448	28
都道府県所管	社団	5,054	4,099	417	285	86	118	49	127,564	25
	財団	4,680	3,717	329	269	105	179	81	366,179	78
合計		12,511	10,118	970	686	227	367	143	534,699	43
比率(%)			80.9	7.8	5.5	1.8	2.9	1.1		
前年合計		19,546	15,680	1,564	1,072	385	604	241	775,211	40
比率(%)			80.2	8.0	5.5	2.0	3.1	1.2		

表2-2-27 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	指導監督上の収益事業費の総支出額に占める割合				50%以下 法人 数計	
		25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%以上		
国所管	社団	1,762	1,705	46	9	2	1,751
	財団	1,054	1,025	19	9	1	1,044
都道府 県所管	社団	5,054	4,650	198	140	66	4,848
	財団	4,680	4,285	184	101	110	4,469
合 計	法人数	12,511	11,631	444	257	179	12,075
	比率(%)		93.0	3.5	2.1	1.4	96.5
前 年 合 計	法人数	19,546	18,223	654	409	260	18,877
	比率(%)		93.2	3.3	2.1	1.3	96.6

(法人税法上の収益事業)

特例民法法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。法人税法上の収益事業の届出の有無及び収益事業の届出がある場合の収益事業における収入額ごとの法人数を示したものが表2-2-28である。これによると、4,997法人(39.9%)が法人税法上の収益事業を行っている。

表2-2-28 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業 届出あり 法人数	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数						収益事業届 出合計金額 (百万円)	収益事業届 出平均金額 (百万円)	
			0	100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	1,762	905	121	97	258	271	116	42	210,407	232
	財団	1,054	547	82	16	61	159	139	90	468,033	856
都道府 県所管	社団	5,054	1,627	383	77	310	560	247	50	1,407,191	865
	財団	4,680	1,947	437	74	285	520	484	147	1,147,431	589
合 計	法人数	12,511	4,997	1,021	264	910	1,505	976	321	3,200,189	640
	比率(%)		39.9	8.2	2.1	7.3	12.0	7.8	2.6		
前 年 合 計	法人数	19,546	8,199	1,283	324	1,547	2,610	1,850	585	3,279,953	400
	比率(%)		41.9	6.6	1.7	7.9	13.4	9.5	3.0		

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。
(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

特例民法法人が法人税法施行令に定められた34業種のいずれの事業を実施しているかについて示したものが表2-2-29である。特例民法法人概況調査では、主たる事業を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数よりも多くなっている。

表2-2-29 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社 団	財 団	合 計		社 団	財 団	合 計
物品販売業	688	698	1,386	代理業	407	59	466
不動産販売業	3	10	13	仲立業	19	10	29
金銭貸付業	3	35	38	問屋業	1	1	2
物品貸付業	22	54	76	鉱業	1	0	1
不動産貸付業	365	460	825	土石採取業	1	1	2
製造業	17	33	50	浴場業	1	44	45
通信業	8	15	23	理容業	1	1	2
運送業	7	5	12	美容業	0	1	1
倉庫業	0	5	5	興行業	45	108	153
請負業	740	654	1,394	遊技所業	23	35	58
印刷業	18	6	24	遊覧所業	4	16	20
出版業	224	171	395	医療保健業	355	194	549
写真業	6	13	19	技芸教授業	64	85	149
席貸業	76	172	248	駐車場業	83	176	259
旅館業	23	192	215	信用保証業	3	4	7
飲食店業	38	171	209	無体財産提供業	31	21	52
周旋業	42	21	63	労働者派遣業	6	1	7
				合 計	3,325	3,472	6,797

(資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権等を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表2-2-30である。これによると、資産額の合計は24兆5,339億円、1法人当たりの平均は19億6千1百万円、中央値は8,353万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの）の一種であり、実態を伴わない負債・資産とも考えられる。

表2-2-30 資産額規模別法人数

所管官庁	法人数	資産額規模別法人数						資産合計金額 (百万円)	資産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社 団	1,762	286	574	242	367	97	196	8,655,966	4,913
	財 団	1,054	65	107	72	303	152	355	5,456,514	5,177
都道府県所管	社 団	5,054	1,516	1,418	584	889	232	415	3,350,723	663
	財 団	4,680	332	883	697	1,576	382	810	7,124,412	1,522
合 計	12,511	2,195	2,974	1,594	3,123	861	1,764	24,533,869	1,961	
	比率(%)	17.5	23.8	12.7	25.0	6.9	14.1			
前年合計	19,546	2,769	4,544	2,515	5,236	1,513	2,969	51,861,441	2,653	
	比率(%)	14.2	23.2	12.9	26.8	7.7	15.2			

(負債額)

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債

として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表2-2-31である。これによると、負債額の合計は15兆5,021億円、1法人当たりの平均は12億3千9百万円、中央値は475万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、前記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1千万円未満の法人が7,406法人（59.2%）、1千万円以上5千万円未満の法人が2,148法人（17.2%）と7割以上の法人が5千万円未満であった。

表2-2-31 負債額規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	1,762	957	393	129	164	37	82	6,018,836	3,416
	財団	1,054	466	172	68	179	51	118	2,917,398	2,768
都道府県所管	社団	5,054	3,348	798	275	374	83	176	2,215,772	438
	財団	4,680	2,647	793	320	457	119	344	4,364,417	933
合計	12,511	7,406	2,148	787	1,165	289	716	15,502,068	1,239	
	比率(%)	59.2	17.2	6.3	9.3	2.3	5.7			
前年合計	19,546	10,847	3,827	1,315	2,035	469	1,053	37,954,131	1,942	
	比率(%)	55.5	19.6	6.7	10.4	2.4	5.4			

（正味財産額）

正味財産とは、資産から負債を引いた純資産のことである。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表2-2-32である。これによると、正味財産額の合計は10兆3,819億円、1法人当たりの平均は8億3千万円、中央値は5,790万円である。平均値と中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5千万円未満の法人が6,001法人（48.0%）と約5割近くを占める一方で、10億円以上の法人も1,217法人（9.7%）あった。

表2-2-32 正味財産額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産合計金額 (百万円)	正味財産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	1,762	430	575	221	315	80	141	2,620,819	1,487
	財団	1,054	87	128	66	340	136	297	2,538,122	2,408
都道府県所管	社団	5,054	1,892	1,380	529	796	203	254	1,117,200	221
	財団	4,680	527	996	714	1,507	401	535	4,145,151	886
合計	12,511	2,932	3,069	1,528	2,949	816	1,217	10,381,899	830	
	比率(%)	23.4	24.5	12.2	23.6	6.5	9.7			
前年合計	19,546	3,862	4,834	2,370	4,887	1,406	2,187	13,856,062	709	
	比率(%)	19.8	24.7	12.1	25.0	7.2	11.2			

（正味財産増減額）

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。特例民法法人の純資産である正味財産の前年度に比した増減額（正味財産増減額）を示したものが表2-2-33である。これによると、存続法人の正味財産額は合計で2兆2,762億円増加した。

表2-2-33 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁		法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額 (百万円)
			減少		一定又は増加				
			1千万円以上	1千万円未満	0又は100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上	
国所管	社団	1,762	301	684	266	313	149	49	962,124
	財団	1,054	336	261	119	123	137	78	1,243,696
都道府県所管	社団	5,054	547	2,007	1,059	914	401	126	45,581
	財団	4,680	767	1,555	975	680	501	202	24,189
合計		12,511	1,939	4,500	2,417	2,022	1,181	452	2,276,165
		比率(%)	15.5	36.0	19.3	16.2	9.4	3.6	
前年合計		19,546	2,956	6,876	3,776	3,461	1,852	625	-330,031
		比率(%)	15.1	35.2	19.3	17.7	9.5	3.2	

(内部留保の状況)

指導監督基準

いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとす。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

運用指針

(内部留保の)水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

特例民法法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことは適当ではない。このため、特例民法法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産の額等を控除することにより算出することとされている(貸借対照表における資産・負債の構成によっては内部留保がマイナス値になることがあるが、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではない。)

特例民法法人の事業については、本来、単年度で大幅な黒字となるものではなく、その財産については、基本的に、公益事業の実施など公益目的に使用することが求められる。したがって、特例民法法人が内部留保を過大に有することは適当ではないことから、指導監督基準では、内部留保については、公

益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされている。

内部留保額の状況を示したものが表2-2-34である。これによると、内部留保額の合計はマイナス5,164億円、1法人当たりの平均はマイナス4千5百万円、中央値は736万円であった。合計及び平均がマイナス値であるのは、一部の特例民法法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナス値であるためである。

また、運用指針で望ましい内部留保の水準として定めている「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資産運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下」という水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々を経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各特例民法法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないが、指導監督基準の趣旨を踏まえ、内部留保に係る財産が公益目的に使用されるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表2-2-35である。これによると、30%以下の水準にある法人は6,911法人（55.2%）であった。

表2-2-34 内部留保額規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保合計金額 (百万円)	内部留保平均金額 (百万円)
			-1千万円以下	-1千万円以上 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上		
国所管	社団	1,762	72	75	134	635	634	212	67,562	38
	財団	1,054	118	45	108	230	329	224	34,905	33
都道府県所管	社団	5,054	322	193	689	1,707	1,604	539	-213,011	-42
	財団	4,680	552	215	646	1,217	1,414	636	-447,312	-96
合計		12,511	1,061	528	1,572	3,785	3,961	1,604	-561,400	-45
		比率(%)	8.5	4.2	12.6	30.3	31.7	12.8		
前年合計		19,546	1,512	709	2,067	5,764	6,775	2,719	-761,509	-39
		比率(%)	7.7	3.6	10.6	29.5	34.7	13.9		

表2-2-35 内部留保の水準別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	内部留保の水準別法人数			
			30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国所管	社団	1,762	1,256	416	82	8
	財団	1,054	728	221	88	17
都道府県所管	社団	5,054	2,407	1,517	1,030	100
	財団	4,680	2,541	881	948	310
合計		12,511	6,911	3,026	2,140	434
		比率(%)	55.2	24.2	17.1	3.5
前年合計		19,546	11,229	4,555	3,115	647
		比率(%)	57.4	23.3	15.9	3.3

- (注) 1 内部留保の水準 = $\frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費} + \text{管理費} + \text{固定資産取得費}} \times 100$
 2 事業費+管理費+固定資産取得費=0 となる場合は、分母に便宜的に1(千円)を代入して計算している。
 3 内部留保額が0未満の場合等においては、内部留保水準が0%未満になることがある。

3. その他

(株式保有の状況)

指導監督基準

1. 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
2. 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 1における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
3. 2により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
4. 2の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は特例財団法人において基本財産として寄附された場合を除いて、株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されている。また、株式の保有が認められる場合であっても、特例民法法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが表2-2-36である。株式を保有していない法人が12,101法人と、全体の9割以上を占めている。株式を保有している776法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が174法人、基本財産として保有している財団法人が298法人、法律による指定で保有している法人数が5法人、その他の理由で保有している法人が368法人であった。

表2-2-36 株式の保有状況別法人数

所管官庁		全法人数			財団法人のみ対象		全法人（社団法人+財団法人）が対象					
		全法人数	保有なし法人数	割合(%)	基本財産	割合(対財団法人%)	ポートフォリオ運用	割合(%)	法律による指定	割合(%)	その他	割合(%)
国所管	社 団	1,794	1,699	94.7	-	-	12	0.7	0	0.0	85	4.7
	財 団	1,074	952	88.6	78	7.3	38	3.5	1	0.1	25	2.3
	合 計	2,868	2,651	92.4	78	-	50	1.7	1	0.0	110	3.8
都道府県所管	社 団	5,232	5,050	96.5	-	-	27	0.5	2	0.0	157	3.0
	財 団	4,818	4,437	92.1	220	4.6	97	2.0	2	0.0	105	2.2
	合 計	10,050	9,487	94.4	220	-	124	1.2	4	0.0	262	2.6
全体	社 団	7,004	6,730	96.1	-	-	39	0.6	2	0.0	239	3.4
	財 団	5,873	5,371	91.5	298	5.1	135	2.3	3	0.1	129	2.2
	合 計	12,877	12,101	94.0	298	-	174	1.4	5	0.0	368	2.9
前年全体合計		19,860	18,594	93.6	553	-	301	1.5	9	0.0	542	2.7

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

指導監督基準においては、閣議決定のあった平成8年の時点で株式を保有していた法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについては、保有している法人名、保有している理由など、その実態を明らかにすることとされている。これに基づき、平成24年12月1日現在で処分が困難な株式等を保有している特例民法法人を調査した結果は、資料64のとおりである。

(情報公開の状況)

指導監督基準

1. 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

2. 所管官庁においては、1に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

特例民法法人は、我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有していることから、情報の開示が重要である。指導監督基準では、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされている。

情報公開を求められる各項目の公開率の平均は84.6%であった(表2-2-37)。

表2-2-37 情報公開の状況

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成23年度書類						平成24年度書類		平均	
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	98.9	98.9	97.4	95.2	97.0	97.4	97.0	93.0	97.5	96.4	96.7
	財団	97.4	97.5	94.3	92.5	94.2	94.4	93.8	-	93.8	93.5	94.3
	合計	98.3	98.4	96.2	94.2	96.0	96.3	95.8	93.0	96.1	95.3	95.8
都道府県所管	社団	86.4	88.8	81.9	79.8	73.0	77.6	79.3	73.9	82.5	81.5	80.4
	財団	87.6	87.3	83.6	81.6	77.3	81.0	82.4	-	83.4	83.1	83.0
	合計	87.0	88.1	82.7	80.7	75.0	79.2	80.8	73.9	82.9	82.3	81.3
全体	社団	89.5	91.4	85.8	83.7	79.1	82.6	83.8	78.7	86.3	85.3	84.7
	財団	89.4	89.1	85.5	83.6	80.3	83.4	84.5	-	85.2	85.0	85.0
	合計	89.5	90.3	85.7	83.7	79.6	83.0	84.1	78.7	85.8	85.1	84.6
前年全体合計		91.4	92.0	88.2	86.7	82.2	85.5	86.5	79.9	88.2	87.7	86.8

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

また、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、各府省は所管特例民法法人に対し、最新の業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請している。また、都道府県においても、同様の要請が行われている。

平成24年12月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表2-2-38である。これによると、国所管法人のホームページ開設率は88.8%（前年比1.5ポイント減）、都道府県所管法人のホームページ開設率は59.1%（前年比2.7ポイント減）であった。

表2-2-38 ホームページの開設及び項目別掲載状況

所管官庁	法人数	開設法人数		定款・寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	(%)		
		割合(%)														
国所管	社団	1,794	1,641	91.5	80.2	83.5	77.1	74.7	76.3	78.2	74.2	60.3	77.5	77.4		
	財団	1,074	907	84.5	73.4	76.1	68.7	66.0	68.3	69.2	66.1	-	68.6	67.2		
	合計	2,868	2,548	88.8	77.6	80.7	74.0	71.5	73.3	74.8	71.2	60.3	74.2	73.6		
都道府県所管	社団	5,232	3,554	67.9	23.8	38.2	19.8	15.9	14.6	15.8	14.3	22.9	21.7	16.1		
	財団	4,818	2,390	49.6	27.4	28.4	24.4	23.2	24.3	25.6	22.4	-	24.9	23.0		
	合計	10,050	5,944	59.1	25.5	33.5	22.0	19.4	19.3	20.5	18.2	22.9	23.2	19.4		
全体	社団	7,004	5,174	73.9	38.0	49.6	34.2	30.7	30.2	31.6	29.4	32.3	35.7	31.6		
	財団	5,873	3,281	55.9	35.7	36.9	32.4	30.9	32.2	33.5	30.3	-	32.8	31.0		
	合計	12,877	8,455	65.7	37.0	43.8	33.4	30.8	31.1	32.4	29.8	32.3	34.4	31.3		
前年全体合計	19,860	13,673	68.8	41.2	47.2	38.0	35.5	35.4	36.8	34.5	33.3	38.7	35.8			

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

(所管官庁への書類提出状況)

所管官庁は、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への書類提出状況を示したものが表2-2-39である。

表2-2-39 所管官庁への書類提出状況

所管官庁		平成23年度書類						平成24年度書類		平均
		事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	98.5	96.7	97.9	98.6	98.5	93.5	98.4	97.6	97.6
	財団	96.0	94.8	95.7	95.8	96.0	-	95.7	95.4	95.7
	合計	97.5	95.9	97.1	97.5	97.6	93.5	97.4	96.8	96.6
都道府県所管	社団	95.7	93.3	84.2	90.6	93.2	81.1	95.3	95.4	91.0
	財団	94.5	92.7	86.9	91.5	93.7	-	93.6	94.1	92.7
	合計	95.1	93.0	85.5	91.0	93.5	81.1	94.5	94.8	91.0
全体	社団	96.4	94.2	87.8	92.7	94.6	84.4	96.1	96.0	92.8
	財団	94.8	93.1	88.6	92.3	94.2	-	94.0	94.3	93.0
	合計	95.7	93.7	88.2	92.5	94.4	84.4	95.2	95.2	92.4
前年全体合計		96.5	95.6	89.3	93.4	95.3	84.9	96.0	96.2	93.4

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合(小数点2位以下を含む)の単純平均。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

（立入検査の実施状況）

所管官庁は、職権をもって調査（立入検査）を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、特例民法法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて実地に検査し把握するために行われるものである。

立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、少なくとも3年に1回は立入検査を実施するなど定期的に実施すること等が定められている。

表2-2-40は、平成24年度特例民法法人概況調査によって集められた平成23年度までのデータに基づく過去3年間における立入検査の実施状況を示したものである。

表2-2-40 立入検査の実施状況

所管官庁	立入検査の実施状況 (%)			
	21年度	22年度	23年度	21~23年度
国所管合計	39.9	43.7	42.8	97.7
都道府県所管合計	33.0	30.3	23.3	68.4
全体	34.6	33.4	27.8	75.2

(注)1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 各年度の割合の母数は、各年12月1日現在の法人数（延べ数）である。ただし、「21~23年度」は平成23年度法人数（延べ数）を用いて割合を計算。

同申合せに基づき、平成24年度中に各府省が行った国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが表2-2-41である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ971法人で、延べ所管法人数全体（2,868法人）の33.9%であった。このうち改善すべき点があった法人数は439法人（立入検査を実施した法人の45.2%）であった。改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- ◆ 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- ◆ 内部留保の水準が高い
- ◆ 事務処理等に関する規程が整備されていない
- ◆ 情報公開対応が適切に行われていない
- ◆ 同一業界理事が2分の1以上

また、平成22年度から24年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ2,881法人で、所管法人数全体（3,032法人）の95.0%であった。

表2-2-41 平成23年度における国所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況

(平成25年3月31日現在)

府 省 名	所管法人数	平成24年度立入検査実施法人数	平成24年度に改善すべき点のあった法人数	平成22年度～24年度立入検査実施法人数	平成22年度～24年度立入検査実施率 (%)
					(平成22～24年度実施法人数/所管法人数×100)
内閣府	29	6	4	27	93.1
警察庁	13	2	0	13	100.0
金融庁	37	9	9	34	91.9
消費者庁	4	1	1	4	100.0
総務省	158	47	18	154	97.5
法務省	86	39	12	86	100.0
外務省	90	21	4	61	67.8
財務省	408	83	18	408	100.0
文部科学省	697	168	125	632	90.7
厚生労働省	435	137	60	403	92.6
農林水産省	236	152	71	236	100.0
経済産業省	239	84	36	237	99.2
国土交通省	573	212	73	559	97.6
環境省	20	7	5	20	100.0
防衛省	7	3	3	7	100.0
合 計	3,032	971	439	2,881	95.0

- (注) 1 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。
- 2 立入検査の検査基準等は、各府省が申告に基づき、それぞれの実情に応じて定められており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
- 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。
- 4 平成22年度～24年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新法人への移行、解散予定、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

(平成25年3月31日現在)

府 省 名	平成24年度に改善すべき点のあった法人数	法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人数	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	その他
内閣府	4	3	2	3	0
警察庁	0	0	0	0	0
金融庁	9	8	2	5	0
消費者庁	1	1	0	1	0
総務省	18	12	6	9	2
法務省	12	4	0	11	1
外務省	4	2	1	3	0
財務省	18	5	2	17	0
文部科学省	125	103	41	88	0
厚生労働省	60	48	16	25	0
農林水産省	71	56	13	48	1
経済産業省	36	28	10	26	0
国土交通省	73	32	29	36	0
環境省	5	5	0	3	0
防衛省	3	3	0	2	0
合 計	439	310	122	277	4

- (注) 1 立入検査の検査基準等は、各府省が申告に基づき、それぞれの実情に応じて定められており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
- 2 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成24年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。
- 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

(指導監督の実施状況)

特例民法法人に対する立入検査の実施状況については、上記のとおりであるが、平成23年12月2日から24年12月1日の期間における国所管の特例民法法人に対する所管官庁からの指導監督の状況は、以下のとおりとなっている。

各府省において、合計で延べ618法人に対して2,254件の指導監督が行われ、「各法人において対応を行った又は行う予定時期」のうち平成23年度から24年度に対応を行うものの合計が1,473件(65.4%)となっており、大半の指導監督事項が平成24年度中に対応済み又は対応予定となっている。

表2-2-42 各府省における指導監督の全体像

指導監督対象法人									
	社団法人	財団法人	合計						
対象法人数	368	250	618						

指導の対象分類										
	指導監督件数の合計	1 設立目的に係るもの	2 事業内容	3 名称	4 役員	5 社員総会又は評議会	6 財務及び会計	7 株式の保有・資産運用	8 情報公開	9 その他
社団	1,249	3	161	0	212	79	563	4	75	220
財団	1,005	3	151	1	185	108	438	24	42	175
全体	2,254	6	312	1	397	187	1,001	28	117	395
	-	0.3%	13.8%	0.0%	17.6%	8.3%	44.4%	1.2%	5.2%	17.5%

(注) 指導監督件数の合計は、複数分野に及び指導監督があるため、対象分類別の合計と一致しない。

指導監督を行うに当たって根拠となる法令・決定・申合せ等								
	指導監督件数の合計	a 民法又は法人法	b 指導監督基準	c 公益法人会計基準	d ディスクロージャー	e 改革実施計画	f 公務員制度大綱	g その他
社団	1,249	63	540	148	65	1	5	345
財団	1,005	57	437	131	35	4	1	428
全体	2,254	120	977	279	100	5	6	773
	-	5.3%	43.3%	12.4%	4.4%	0.2%	0.3%	34.3%

(注) 指導監督件数の合計は、複数の根拠に基づく指導監督があるため、法令・決定・申し合わせ等の合計と一致しない。

※法令・決定・申し合わせ等の名称

- a: 旧民法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)
- b: 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)
- c: 「公益法人会計基準」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)及び「公益法人会計基準の運用指針について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)
- d: 「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)
- e: 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)
- f: 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)
- g: その他

各法人において対応を行った又は行う予定時期					
	指導監督件数の合計	23年度	24年度	25年度以降	その他
社団	1,249	143	674	361	71
財団	1,005	117	539	273	76
全体	2,254	260	1,213	634	147
	-	11.5%	53.8%	28.1%	6.5%

(休眠法人及び所管不明法人)

これまでに説明した特例民法法人は、基本的には、所管官庁の監督の下、現在活動している特例民法法人の数であり、これ以外に、「休眠法人」及び「所管不明法人」が存在している。

休眠法人及び所管不明法人の存在は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、特例民法法人制度の悪用を招くおそれがあるものであり、このような法人に対しては、迅速かつ適切な対応が必要である。

このうち、休眠法人とは、次のような要件等を総合的に勘案して、所管官庁によって認定されたものである。

- 引き続き3年以上事業を行っていないこと。
- 理事が存在しないこと又はその任期が3年以上前に満了していること。
- 各省庁等への報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること。

これらの休眠法人については、「休眠法人の整理に関する統一的基準」（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）等に基づき、整理促進を図っているところである。

表2-2-43 休眠法人数の推移

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
国所管	6	6	6	6	10	10	6	7	9	14	13	17
都道府県所管	214	202	143	133	135	132	134	138	136	125	127	125
合計	220	208	149	139	145	142	140	145	145	139	140	142

(注) 平成19年までは各年10月1日現在、平成20年以降は12月1日現在

一方、所管不明法人とは、先の大戦の社会的混乱等種々の理由から、各官庁において把握されていなかったが、登記はされていたものである。旧総理府が平成7年度に調査を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなった。これらの法人については、登記簿に記載されている各法人の目的と各省庁の所掌事務等を考慮して所管の割振りが行われ、割り振られた所管官庁において処理を進めてきたところである。平成24年12月1日現在の整理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは94.2%（1,775法人）となっている（去年同期は93.6%（1,756法人））。各所管官庁においては、引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に取り組む必要がある。

表2-2-44 所管不明法人の処理状況

	割振法人数	未処理のもの					処理を終了、又は存続が確定したもの				
		理事確認中等	設立許可取消中等	自主解散指導中等	その他	設立許可取消	自主解散	存続	その他		
国所管 (%)	492	11 (2.2)	- (0.0)	1 (0.2)	8 (1.6)	2 (0.4)	481 (97.8)	432 (87.8)	19 (3.9)	24 (4.9)	6 (1.2)
知事部局所管 (%)	893	47 (5.3)	5 (0.6)	12 (1.3)	19 (2.1)	11 (1.2)	846 (94.7)	623 (69.8)	103 (11.5)	111 (12.4)	9 (1.0)
教育委員会所管 (%)	499	51 (10.2)	14 (2.8)	5 (1.0)	19 (3.8)	13 (2.6)	448 (89.8)	339 (67.9)	49 (9.8)	55 (11.0)	5 (1.0)
合計 (%)	1,884	109 (5.8)	19 (1.0)	18 (1.0)	46 (2.4)	26 (1.4)	1,775 (94.2)	1,394 (74.0)	171 (9.1)	190 (10.1)	20 (1.1)

(注) 各府省から提出された資料を内閣府が整理したものであり、原則として平成24年12月1日現在の状況。

合計は共管を除いた実数である。